

施行日令和8年3月31日

大阪港コンテナターミナル荷役機械脱炭素化促進事業（その2）補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、大阪港コンテナターミナル荷役機械脱炭素化促進事業（その2）補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めることを目的とする。

（補助の対象及び補助率）

第2条 補助の対象となる経費は、次の各号に掲げる経費であつて、「大阪港コンテナターミナル荷役機械脱炭素化促進事業（その2）補助金実施要綱に関する実施要領（以下「実施要領」という。）」に定める日までに当該各号に掲げる導入等が完了するものとする。

- (1) 大阪港の外貿貨物取扱ふ頭（夢洲コンテナターミナル（C10～C12）、咲洲コンテナターミナル（C1～C4・C8～C9）、外貿多目的船・専用船ふ頭（C6～C7））において使用している、トップリフター及び構内車両（トラクターヘッド）（以下「対象荷役機械」という。）について、従来型（ディーゼル型）から電動型その他の低炭素型に更新する際に必要となる本体購入費
- (2) 前号に規定する場合であつて、対象荷役機械を電動型に更新するときは、当該電動型対象荷役機械を充電するために必要となる充電設備の購入費用及び充電設備導入に係る設計・工事費用

2 前項各号で導入された対象荷役機械及び充電設備（以下「対象荷役機械等」という。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に基づく耐用年数を経過するまでの期間は、大阪港において継続して使用しなければならず、その期間については、次の各号に掲げる対象荷役機械等の区分に応じ、当該各号に定める年数とする。

- (1) トップリフター 4年
- (2) 構内車両（トラクターヘッド） 5年
- (3) 充電設備 8年

3 補助金の額は、第1項に規定する経費の2分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）又は次の各号に掲げる対象荷役機械等の区分に応じ、当該各号に定める額のいずれか低い額とする。

ただし、同項に規定する経費について、本補助金以外の国、府又は市町村等から交付決定がなされた又はなされる予定の補助額等がある場合は、当該補助額等を差し引いた補助事業者が実質的に負担する額を補助対象経費とする。また、加えて税制上、補助金は消費税の課税対象とならないことから、同項に規定する経費に消費税等相当額は含めないこととする。

- (1) トップリフター 1台あたり30,000千円
 - (2) 構内車両（トラクターヘッド） 1台あたり14,000千円
 - (3) 充電設備（土木工事費含む。） 一式あたり15,000千円
- 4 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の申請が複数あった場合、予算の範囲内において先着順での受付とし、実施要領で定める受付期間内であっても予算額に達した時点で、受付を終了する。このとき、予算額に達する又は超過する申請分については、予算の範囲内で交付金額を決定し、もし、該当する申請が同日付で複数あった場合は、予算の範囲内で交付申請額に応じて按分し、交付決定額を決定するものとする。
- 5 補助事業の実施にあたっては、対象荷役機械であるトップリフター及び構内車両（トラクターヘッド）をそれぞれ1台以上導入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

（交付申請）

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、大阪港コンテナターミナル荷役機械脱炭素化促進事業（その2）補助金交付申請書（様式第1号）に規則第4条各号に掲げる事項を記載し、実施要領に定める受付期間内かつ事業着手の30日前までに、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) 発注等見積書
 - (4) 発注等見積内訳明細書
 - (5) 発注等見積仕様書
 - (6) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第4条 市長は、前条に規定する補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、当該申請が法令等に違反しないかどうか、補助事業の目的、内容等が適正であるかどうか及び金額の算定に誤りがないかどうかを調査し、補助金の交付の決定をしたときは、大

阪港コンテナターミナル荷役機械脱炭素化促進事業（その2）補助金交付決定通知書(様式第2号)により補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の調査の結果、補助金を交付することが不相当であると認めるときは、理由を付して、大阪港コンテナターミナル荷役機械脱炭素化促進事業（その2）補助金不交付決定通知書（様式第3号）により補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。
- 3 市長は、補助金の交付の申請が到達してから30日以内に当該申請に係る補助金の交付の決定又は補助金を交付しない旨の決定をするものとする。

（申請の取下げ）

第5条 補助金の交付の申請を行った者は、前条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知の内容又は規則第7条第1項の規定によりこれに付された条件に不服があり申請を取り下げようとするときは、大阪港コンテナターミナル荷役機械脱炭素化促進事業（その2）補助金交付申請取下書(様式第4号)により申請の取下げを行うことができる。

- 2 申請の取下げをすることができる期間は、交付決定通知書を受けた日の翌日から起算して10日とする。

（交付の時期等）

第6条 市長は、補助事業の完了後、第12条の規定による補助金の額の確定を経た後に、補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）から請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る補助金を交付するものとする。ただし、補助事業者が本市に請求できる期間は、実施要領に定める期間内とする。

（補助事業の変更等）

第7条 補助事業者は、補助事業の内容等の変更をしようとするときは、大阪港コンテナターミナル荷役機械脱炭素化促進事業（その2）補助金変更承認申請書(様式第5号)を、補助事業の中止又は廃止をしようとするときは、大阪港コンテナターミナル荷役機械脱炭素化促進事業（その2）補助金中止・廃止承認申請書(様式第6号)を市長に対し提出し承認を受けなければならない。ただし、補助金の予定金額が交付決定額より低くなる場合で、補助事業の目的及び内容に変更の無い場合は、この限りではない。

（事情変更による決定の取消し等）

第8条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により

より特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- 2 前項の取消し又は変更を行った場合においては、市長は、大阪港コンテナターミナル荷役機械脱炭素化促進事業（その2）補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書（様式第7号）により補助事業者へ通知するものとする。
- 3 市長は、補助金の交付の決定の取消し又は変更により特別に必要となった次の各号に掲げる経費に限り、補助金を交付することができる。
 - (1) 補助事業に係る機械器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費
 - (2) 補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費
- 4 第3条から前条までの規定は、前項の規定による補助金の交付について準用する。

（補助事業等の適正な遂行）

第9条 補助事業者は、補助金の他の用途への使用をしてはならない。

（立入検査等）

第10条 市長は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告を求め、又は補助事業者の承諾を得た上で職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、大阪港コンテナターミナル荷役機械脱炭素化促進事業（その2）補助金実績報告書（様式第8号）に規則第14条各号に掲げる事項を記載し、事業が完了した日の翌日から起算して10日以内又は実施要領に定める日付のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。補助事業の廃止の承認を受けたときは、廃止の承認を受けた日の翌日から起算して10日以内に、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 補助金の交付決定額とその精算額
 - (2) 収支決算書
 - (3) 補助事業の実績（補助事業の効果が検証できるもの）
 - (4) 補助事業にかかる納品書等完成図書の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第12条 市長は、前条第1項の規定による実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の書類の審査、領収書等根拠資料の現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、大阪港コンテナターミナル荷役機械脱炭素化促進事業（その2）補助金額確定通知書（様式第9号）により補助事業者へ通知するものとする。

(決定の取消し)

第13条 規則第17条第3項の規定による通知においては、市長は大阪港コンテナターミナル荷役機械脱炭素化促進事業（その2）補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により通知するものとする。

(関係書類の整備)

第14条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、第12条の通知を受けた日から5年間保存しなければならない。

(補助事業者の責務)

第15条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、国土交通省が運用する「港湾のターミナルの脱炭素化の取組に関する認証制度」における認証取得又は認証更新に向け、関係者とともに速やかにその申請をしなければならない。

附則

この要綱は、令和8年3月31日から施行する。